

判決年月日	平成 2 7 年 1 月 2 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成26年（行ケ）第10114号		
○ 発明の名称を「投影光学系，露光装置，露光方法，デバイス製造方法，および屈折光学素子」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判請求不成立審決について，審決には，補正に係る請求項の記載が特許法36条6項1号に規定する要件を満たさないとの判断に誤りがあるとして，審決を取り消した事例。			

（関連条文）特許法36条6項1号

（関連する権利番号等）不服2013-21075号（審判），特願2011-148301号（本願）

- 1 本件は，原告が，発明の名称を「投影光学系，露光装置，露光方法，デバイス製造方法，および屈折光学素子」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判請求不成立審決の取消しを求める事案である。
- 2 本判決は，要旨次のとおり判示し，補正発明が発明の詳細な説明に記載された事項を超えた事項を含むとした審決の判断には誤りがあるとして，審決を取り消した。
 - (1) 補正発明に係る投影光学系の最終レンズにおける突出部の構成要件は，全体として，最終レンズの突出部（射出面）が，それ自体の形状を問わず，光軸から投影領域の中心に向かって離れた位置に中心を有するという一つの事項を特定するものであり，補正発明が発明の詳細な説明に記載された発明であるか否かを判断するに当たっては，突出部の構成要件が全体として特定する上記の一つの事項が発明の詳細な説明に記載されているかどうかを検討すべきである。
 - (2) 本願明細書によれば，本願に係る発明は，反射屈折型で軸外視野型の液浸投影光学系を採用した局所液浸システムにおいて，投影光学系中の最も像側に配置される屈折光学素子の射出面を従来技術にしたがって光軸に関して回転対称な形状に形成すると，投影光学系の像空間において液体が介在する範囲が大きくなるという課題を解決し，液体が介在する範囲を小さく抑えることのできる液浸型の投影光学系を提供することを目的とするものである。

そして，本願明細書の【発明の効果】の項には，本願に係る発明における投影光学系では，当該射出面が有効投影領域の形状に応じて光軸に関して回転非対称な形状を有すること，「具体的には，当該屈折光学素子の射出面は，たとえば像面上において直交する2つの軸線方向に関してほぼ対称な形状を有し，射出面の中心軸線と屈折光学素子の入射面の外周に対応する円の中心軸線とはほぼ一致し，射出面の中心軸線は上記2つの軸線方向のうちの一方の軸線方向に沿って光軸から偏心している。」との形状を採用した結果，像空間において液体（浸液）が介在する範囲を小さく抑えることができるという効果を奏することが記載されている。

ここに，「回転非対称な形状」とは，「無限回回転対称な形状以外の形状」とされているところ，一般に，「幾何学的図形または物体がある軸のまわりの角 $2\pi/n$ (n

＝ 2， 3， …）の回転に関して不変であれば n 回回転対称性をもつという。」ことからすると，光軸に関して無限回回転対称な形状とは，光軸のまわりの任意の角の回転に関して不変な形状，すなわち，光軸を中心とする円を指すこととなる。したがって，光軸に関して「無限回回転対称な形状以外の形状」とは，光軸を中心とする円を除く任意の形状を指すこととなる。

そして，光軸を中心とする円とは，「光軸を中心とする」という条件（条件 1）と，「円である」という条件（条件 2）を同時に満たす形状であるから，これらの 2 つの条件の少なくとも一方を満たさない形状が，光軸を中心とする円を除く任意の形状に当たることとなる。

- (3) 補正発明が発明の詳細な説明に記載された発明であるというためには，突出部の構成要件の内容に照らし，突出部（射出面）が「光軸を中心とする」という条件 1 を満たさない形状であること，及び，突出部（射出面）の中心が光軸から投影領域の中心に向かって離れていることが，発明の詳細な説明に記載されている必要がある。

本願明細書の発明の詳細な説明に開示された，本願に係る発明における射出面の形状は，条件 1 に関しては，「射出面の中心軸線は上記 2 つの軸線方向のうちの一方の軸線方向に沿って光軸から偏心している」，あるいは，射出面 Lpb の中心軸線 $Lpba$ が光軸から有効投影領域の中心に向かって光軸 AX から離れているというものであり，条件 2 に関しては，「たとえば像面上において直交する 2 つの軸線方向に関してほぼ対称な形状を有」する，あるいは，射出面 Lpb の X 方向の長さと Y 方向の長さが異なっているというものである。

そして，【発明の効果】には，条件 1 及び 2 の双方を満たさない形状が開示され，【発明を実施するための形態】には，境界レンズ Lb に適用可能なものとして，これと同様の形状と，条件 2 のみを満たさない形状が開示されている。

ここで，本願に係る発明の課題及びその解決手段の内容と，従来技術の問題点についての説明内容を踏まえて，【発明の効果】や【発明を実施するための形態】において上記のとおり開示された射出面の形状を見ると，当業者において，射出面の中心軸線を有効投影領域の中心に向かって光軸から離すとの形状のみを採用した場合であっても，それに伴い，射出面を光軸に関して回転対称とした場合に比べて射出面の大きさを小さくすることができ，上記の課題を解決することができることを当然に認識できるといふべきである。

- (4) 以上によれば，発明の詳細な説明には，条件 2 を満たさない形状並びに条件 1 及び 2 の双方を満たさない形状が開示されているだけでなく，条件 1 のみを満たさない形状も，同様に開示されているといふことができる。

そうすると，発明の詳細な説明には，補正発明の突出部の構成要件に示された形状が開示されており，補正発明は，発明の詳細な説明に記載された発明であるといふことができる。